

国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学教育センター運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16大 経教 規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第4項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学教育センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(部門長)</p> <p>第5条 前条の部門に、部門長を置く。 2 部門長は、組織運営規則第6条第2項に定める大学教育センター長(以下「センター長」という。)がセンター教員の中から指名する。 3 部門長は、部門の業務を掌理する。</p> <p>第5条の2 省略 第5条の3 省略</p> <p>第6条～第14条 省略</p> <p>附 則 省略 附 則 省略 附 則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学教育センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 省略(現行どおり)</p> <p>(部門長)</p> <p>第5条 前条の部門に、部門長を置く。 2 部門長は、組織運営規則第7条第1項に定める大学教育センター長(以下「センター長」という。)がセンター教員の中から指名する。 3 部門長は、部門の業務を掌理する。</p> <p>第5条の2 省略(現行どおり) 第5条の3 省略(現行どおり)</p> <p>第6条～第14条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。